

参考 動物虐待に対する獣医学的評価

動物虐待とは、動物に不必要な苦痛を与えることであり、その時間的長さに関わらず、不作為及び積極的な行為を含む。動物に対しての苦痛には身体的苦痛及び精神的苦痛があるが、いずれもが動物の身体に影響を及ぼし、身体所見や行動学的所見として現れる。

動物虐待に対する獣医学的評価とは、動物の状態を的確に評価し、獣医学的に検証した上で、動物に対して「虐待」の可能性の有無を検知することである。

動物の状態が望まれるものとして適切であるか、不適切であるか、また、その程度についての評価では、客観的な根拠に基づく手法が必要であり、特に、獣医師による所見は動物虐待の科学的根拠の裏付けとなる。動物虐待については、国際的に統一された診断基準があるわけではないことが、動物虐待の評価を難しくしているが、動物虐待の兆候や動物が適正な状態であるかどうかの判断については、獣医学的な技術による検証が可能である。動物虐待に対する**獣医学的評価とは、動物の状態を評価し、動物虐待の兆候を検知する**ことであり、動物虐待であることを法的に判断することではない。動物の状態を評価する手法は、視診や触診等の一般的な臨床検査を含み、必要に応じて、血液検査、尿検査、糞便検査、各種画像診断（レントゲン撮影、CT 画像検査、MRI 画像検査）、超音波検査、内視鏡検査等を行う。

動物の状態の評価での身体的所見については、カルテ等の記録用紙を用い、行動学的所見は動画で記録することが望ましい。

動物虐待の疑いがあるか否かは、動物の呈する所見に「苦痛」を伴っているか、その「苦痛」の原因に妥当な理由があるかどうかを検討することが重要であるが、獣医師として必要なことは、動物の「苦痛」を見逃さないことである。動物の苦痛とは、様々な不快な状態や生活の質を妨害する不快な精神状態であり、痛み、不安、悩み、傷害、無感情（刺激がない）等を含む。苦痛の原因としては、水や食事が無い、監禁、空間的制限、社会との遮断、刺激がない、傷害、病気等が挙げられる。痛み、傷害、疾患に伴う苦痛は兆候として明らかな場合も多いが、無刺激や拘束等動物にとっての多様な苦痛を検知するためには、動物が生きていく上で最低限必要なニーズや、動物が苦痛なく生きていくのに必要なニーズを理解することも重要である。収容環境や飼養管理については動物種によって特異的なニーズもある。必要なニーズが提供されていないければ、動物には苦痛を伴う状況が発生する。動物に必要なニーズが満たされているか、あるいは、動物の状態を客観的に評価するためには、次の3つの項目（1.栄養学的所見、2.飼養環境、3.獣医療の評価）からのアプローチがある。

I 動物の状態の評価

1. 栄養学的所見（適切な水や食事が提供されているかどうか）

■視診/触診（動物の身体所見を全て観察）で評価する

○ボディコンディションスコア（BCS）

9段階評価によって栄養状態を評価することが望ましい。たとえBCSが4、5、6と適正であっても、これだけで動物虐待の疑いは否定できない。ほかの所見とともに総合的に判断する。また、BCS6以上の肥満は、栄養障害でもあるため、動物が太っている場合でも動物虐待の可能性は否定できない。BCS3以下は、衰弱の恐れがあるため、速やかに詳細な検査／治療等を実施することが望ましい。（BCSについては、p54 第2章コラム6「ボディコンディションスコア」参照。）



（ケージの外からでも肋骨や腰骨が浮き出ているのが明瞭であり、BCSは3程度と判断される）田中亜紀氏撮影

○全身の被毛の状態

被毛粗剛、落屑、脂漏、脱毛、変色、排泄物の付着等

○脱水の程度

皮膚の状態、眼球の陥没の程度、肉球の乾燥の程度、結膜や歯肉の湿潤の程度等

○可視粘膜の色、状態

歯肉や結膜の色で貧血の有無や粘膜の異常所見を確認

○肛門周囲の状態

排泄物の付着、下痢便の付着、炎症、皮膚炎等を確認

○行動学的な異常の発現状況

怯えや不安行動、攻撃性、常同行動（同じ場所を巡回する、同じ行動を繰り返す等）、舐性行動、振戦、失禁、脱糞、四肢の挙上等、行動異常の発現は、基礎疾患や根本原因が多様である

➡血液検査、糞便検査、尿検査、画像診断（視診触診で、異常所見や動物虐待の疑いを検知した場合は、必要に応じて詳細な検査を実施する）

基礎疾患の有無、消化管内容、異物摂取、外傷の有無、骨折の有無等

2. 飼養環境（動物が置かれている状況の全てを観察）

- 現場検証により、動物の飼養環境を検証（種特異的なニーズが提供されているかを調査する）
- 現場検証ができない場合は、可能な限りの情報を収集
- 動物種の身体的・行動学的ニーズを満たす収容環境であるかを評価する
 - *収容環境の広さ、安全性（動物にとって十分な広さで、危険がないか）
 - *衛生管理の状況（空気の質も含む）
 - *種特異的な行動を示すことが可能か（動物種によって、特異的な行動は違う）

3. 獣医療の評価（動物の健全性を保つために必要な獣医療が適宜提供されているか：獣医療が遅れたことにより、苦痛の程度が強くなる、苦痛が延長する、苦痛が非可逆的になる等）

個々の疾患及び事例によって、症状や所見は異なるが、視診及び触診において、異常所見を検知することがまずは重要である。異常所見が認められた場合は、その程度や重篤度を評価し、動物に対する苦痛を評価する。医療機関以外の現場においても、最低でも、視診触診を行い、必要に応じて、その後の臨床検査を実施するような措置や対応を講じる。動物の痛みに関する所見は参考—1を参照。

■視診／触診で評価する

- *全身状態（BCS、脱水、可視粘膜の状態など）
 - BCSは9段階評価が推奨される。栄養状態、脱水、貧血、腹部膨満
- *皮膚/被毛の状態
 - 汚れの程度、毛玉の程度、被毛粗剛、落屑、脂漏、皮膚炎、脱毛、変色、排泄物の付着等
- *外傷、腫瘍、炎症等の有無、臓器の逸脱（肛門脱、陰脱等）
 - 未処置の外傷、未処置の腫瘍等
- *骨格筋系
 - 骨折、脱臼など
- *四肢
 - 四肢の挙上、跛行、趾間炎、肉球の炎症
- *肛門周囲の状態、下痢等
 - 肛門周囲に排泄物の付着、炎症、下痢便の付着や兆候、
- *行動学的な異常の発現状況
 - 怯えや不安行動、攻撃性、常同行動、舐性行動、振戦、失禁、脱糞、四肢の挙上等

➡必要に応じて、その他の臨床検査を実施する

参考—1 痛みを伴う犬と猫に見られる所見

犬 / 猫 (共通)	猫	犬
呼吸数上昇	喉をならす、グルーミング	くんくん鳴く
血圧上昇	うなる、隠れる	攻撃的、怖がる
心拍数上昇	目を細める	視線が固定
可視粘膜蒼白 (血管収縮)	体位が変わらない	
筋肉の痙攣 (胸部痛)	胸部に頭部を向けて丸くなる	
ストレス性白血球像	人と関わらなくなる	
鳴き方が変わる		
痛いところを守る		
痛いところを舐める、噛む、触る		
排尿行動の変化		
グルーミング行動の変化		

II 動物虐待における獣医師の役割

令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、獣医師には動物虐待の通報義務が課されることとなった。よって、動物虐待の1次スクリーニングは、全ての獣医師の責任であり、動物虐待の「疑い」を察知し、それ以降の検査については、専門機関に問い合わせる。一般の獣医療においても、1次診療で不明な場合は、2次診療施設への受診が一般的であるのと同様に、「動物虐待」の診断についても、セカンドオピニオンを求め、専門機関に相談する。なお、動物の状態の1次スクリーニングは下記の項目で実施すること。

- 視診
- 触診
- 飼養環境の評価

動物の状態を評価し、動物虐待の可能性の1次スクリーニングを行う



視診、触診、環境評価で、動物虐待の「疑い」の可能性を検知する



それ以降の詳細な調査/検査は、専門機関へ問い合わせる

※視診についての評価項目例は、参考—3 ネグレクト/多頭飼育の評価方法 (チェックリスト) を参照

動物に対する虐待行為の可能性を検知することが、獣医学的評価の重要な役割である。虐待行為の立証には獣医学的根拠が必須であるが、一方で、明確な診断基準がある訳ではないため、判断材料が不明瞭な場面も多い。動物虐待の有無を確定することが困難であっても、動物虐待の疑いを見過ごすことなく察知し、不詳で放置する、あるいは動物虐待の疑いを見過ごすことは、被害を受けた動物のみならず、人への被害やさらなる凶悪犯罪への移行を見過ごすことにもつながる。動物虐待の判断では、専門的な知見を要することもあることから、近年、日本でも日本法獣医学会 (<https://www.jvfm.net/>) が発足し、各種専門的知見の提供や動物虐待対応へのコンサルテーションも行っているため、判断に窮した場合は、速やかに法獣医学を専門に行っている獣医科大学や日本法獣医学会等の専門機関への問い合わせが推奨される。

III 動物虐待のスクリーニング評価

1. 生体の場合

- (1) 動物が置かれた状況に虐待が疑われる要因が有るか？
 - ① 目撃証言/関係者による証言 (通報者)
 - 家族/パートナー/知り合い → 稟告を十分に検証する
 - 通行人 → 稟告/通報内容を十分に検証する
 - 獣医師 (動物病院) → カルテ/稟告を十分に検証する
 - ② 現場
 - * 屋内
 - 個人宅 → 状況分析 → 凶器 → 他の動物/家族の被害者は？
 - 施設 → 状況分析 → 凶器 → 他の動物は？
 - * 屋外
 - 民家敷地内 → 庭 → 誰がアクセスできる？ 人/野生動物？
 - 公園、道路等公共の場所 → 交通量は？ 誰がアクセスできる？
 - ③ 環境要因 (家庭内の DV、多頭飼育状態、近所の苦情、近隣トラブル等)

- (2) 動物の呈する症状に虐待による行為が疑われるか？

【動物虐待のリスクファクター】

- ・ 動物に排泄の問題 (泌尿器疾患等) がある
- ・ 動物に攻撃性がある
- ・ 幼齢の雄犬 (甘噛み、やんちゃ、言うことを聞かない、家具等を壊す、トイレの失敗が多い等)
- ・ 飼い主が多頭飼育をしている
- ・ 飼い主が夜間救急に動物 (患者) を連れて来院することが多い
- ・ 飼い主が複数の動物病院に連れて行く
- ・ 予防処置をしていないことによる感染症を呈する動物が多い
- ・ 動物から悪臭がする/動物から香水等の匂いがする

【基本のチェックポイント】

動物の苦痛の兆候を検知するチェックポイントであり、1つでも該当する項目があれば、虐待の「可能性」を視野に入れる。不詳の場合は、虐待の種類に関わらず、セカンドオピニオンを求め専門機関へ問い合わせる。

- ・ 飼養環境において、ドアを引っ掻く、ドア付近の床を掘る、壁をひっかくなどのその場から逃げようとする行動、あるいは種特異的なニーズ（家具を壊す等の破壊行動を含む運動エネルギーを発散するような形跡等）を満たそうとした形跡はあるか
➡逃げようとしていなかったからといって、虐待が否定できる訳ではない(下記参照)。
- ・ 苦痛を取り除いた後の動物の行動により苦痛の程度を把握(現場から動物を引き出し、別の適正な飼養環境に移動した際に、動物に行動の変化があったどうか等)
- ・ 衰弱の状態、横臥し、外部刺激への反応が鈍くなり、逃避/回避行動として状況を変えようとする行動ができないこともある
- ・ 学習性無力感➡慢性的な虐待➡逃げられるのに逃げようとしない➡逃げようとする痕跡がないことは、必ずしも苦痛がない訳ではない

虐待を疑う身体的/行動学的な所見

- ・ 説明のつかない外傷
- ・ 稟告と外傷が不一致（病歴と外傷が合わない。外傷の程度は通常稟告により考えられるよりも重篤）
- ・ 稟告が矛盾する（言うことが変わってくる、人によって言うことが違うなど）
- ・ 同じ家庭（飼い主）で似たような外傷（死亡例）を違う動物でも見たことがある
- ・ 外傷についての説明がない（説明できない）
- ・ 交通事故やその他の事故の可能性がない
- ・ 人に対する家庭内暴力が疑われる、あるいは実際にある

➡非偶発的外傷

- ・ 動物や子供を使った性的な満足
- ・ 獣姦、動物性愛（動物に対する性的愛好）
- ・ 動物の生殖器系に対する身体的な危害

➡性虐待

- ・ 食事、水、休息場所が十分ではない
- ・ 不適切な拘束（長期に渡る）/つなぎっぱなし（短すぎる、重い鎖、首輪の埋没）
- ・ 不衛生、安全が確保されていない、不健康な生活環境（日光が完全に遮断されているなど）
- ・ 動物の被毛や爪の管理が出来ていない
- ・ 健康問題に対する医療がタイムリーに提供されていない
- ・ 必要な予防処置をしない/最低限必要なケアをしないために健康被害が生じている

➡ネグレクト

- ・ 神経症状
- ・ 消化器症状
- ・ その他非特異的な異常所見（下痢、嘔吐、食欲減退、不活発、貧血、沈うつ、発熱、虚弱、四肢麻痺、痙攣発作等は中毒所見でも認められるが、非特異的であるため、鑑別診断が必要である）

➡中毒

- ・ 恐怖、不安行動、怯え
- ・ 特定の物や人に対する攻撃性
- ・ 異常排泄行動
- ・ 転位行動（状況にふさわしい正常な行動が阻害され、葛藤・欲求不満状態のときに示すことが多く、かく、舐める、身震いなどの身繕い行動や、あくび、摂食、睡眠等）、常同行動（同じ場所をぐるぐる回る、歩く等同じ行動を衝動的に繰り返す、同じ場所を繰り返し舐める等）

➡ネグレクト、非偶発的外傷、精神的虐待

(3) 虐待が疑われる動物の所見及び検査

虐待が疑われる動物に対する検査については、通常の視診および触診を含む身体検査、画像診断、尿検査、血液検査、行動学的検査が有用である。自然発生による疾患が診断されても、動物虐待は否定できず、また、栄養状態が尋常であっても、ネグレクトは否定できない。

中毒が疑われる場合は、通常の検査に加えて、吐瀉物等の毒性検査も有用だが、毒性検査で毒物が検出されなくても、中毒を否定することはできない。

動物虐待の所見及び検査は非特異的な場合（所見や検査結果を見ても特定して鑑別できないこと）が多く、総合的な判断が必要である。判断が困難な場合は、専門機関への問い合わせが推奨される。

一般的な検査における具体的な症状と虐待を疑う際の視点については、参考—2 虐待が疑われる動物の所見および検査を参照すること。

参考一２ 虐待が疑われる動物の所見および検査

	所見	検査
頭部外傷	非対称性打撲や骨折、点状出血 鼓膜裂傷、てんかん発作、神経症状	X線、CT、MRI 内耳検査
擦過傷 内出血	内出血や切傷の治癒痕（反復的な虐待の指標） 皮膚や被毛にデブリが埋伏⇒引きずったり投げ飛ばしたりを示唆 過去の外傷も含め骨折や肋骨骨折	X線で部位、大きさ、形を確認し、武器を関連付ける
趾外傷	爪がぼろぼろ パッドが擦りむける パッドや被毛、ポロポロの爪の間にデブリが詰まる ⇒ひきずったり、投げ飛ばしたりを示唆	趾を紙で拭い物証確保：死体ならば爪を除去 DNA
火傷	傷の臭いを嗅ぐ：燃焼促進剤、油、化学薬品 熱湯	治療前後に創傷部位をスワブし化学薬品の分析をする 火傷のパターンを写真撮影
飢餓	異食症の兆候 胃潰瘍 便潜血 タール便	骨髓脂肪検査 ルーチン検査 胃内容物や便検査
首輪の埋没	外傷の肉眼初見 感染や壊死による腐敗臭	剃毛前後の写真撮影 創傷の深さと幅を測定 首輪を保存
闘犬	顔面、頸部、前肢の特徴的な穿刺創 飢餓や殴打の痕 重い鎖を首輪に使った跡	ステロイド剤、鎮痛薬、ホルモン、利尿剤の使用を検査
結紮創	皮膚、血管、組織に挫滅創 周辺組織に炎症/感染	特徴的な内出血の分布 物証
ナイフによる 刺傷	刃の長さの種類 創傷部位の片側あるいは両方が先細	外傷を測定 創傷の深さを測定 DNA スワブ、人と動物
性虐待	肛門拡張、膣炎、尿道炎、肛門裂傷、血尿、子宮破裂、 直腸炎 外生殖器、肛門、尿道口等の異物	X線、内診 ウッド灯

(4) 環境評価 (チェックリスト)

気候における安全性の尺度、環境状態の尺度等を用いて評価するには、Tufts Animal Care and Condition (TACC) が有用である。(TACCについては、p93「犬・タフツ・アニマルケア&コンディション尺度 (TACC)」参照)

(5) ネグレクト/多頭飼育の評価方法

参考一３ ネグレクト/多頭飼育の評価方法 (チェックリスト) を参照し、飼養環境の評価と動物の視診/触診により総合評価を行う。

また、多頭飼育現場等の立入検査時に、かなり多くの動物の対応をしなければならない。このような場合、状態が悪い動物を重点的に評価していくことでも対応可能である。現場で可能な限り動画や写真等の証拠を収集し、現場で判断できない場合は、写真等の証拠を専門機

関に送り、飼養環境と動物の所見とともにセカンドオピニオンを得ることも可能である。

人に馴れていない犬や猫は隠れたり、隅に居たり等評価することが難しいことはあるが、捕まえられなくても外観を確認し、状態が悪い個体の頭数を記録することができる。全体数を正確に把握できなくても重症・衰弱している個体が何頭存在するかを把握することが重要であり、この頭数から現場がどれだけ劣悪であったのか、さらなる調査が必要か、警察に相談する必要性等の判断を行う。1回の立入検査で詳細な検査をする必要はない。虐待の可能性があるのか、最も状態の悪い個体はどれか、死体はあるか等を確認することが重要である。ただし、1頭ずつ全て評価する場合、専門機関の協力を要請することで対応することも可能である。また、全収容頭数につき、ランダムに評価する動物を抽出し全体の評価が可能である。例えば、3頭毎に1頭評価する等、全体の頭数当たりの最低評価頭数の参考頭数については、参考-4に掲載する。

飼養環境については、臭気（アンモニア等）を計測することは有用だが、計測器がなくても、視察に行った者が「粘膜を刺すような強い臭気を感じた」、等の記録でも十分に臭気の強さを表現することが可能である。一方、アンモニアは犬の排泄物にはあまり含まれていないため、アンモニア濃度が低いからと言って、劣悪な環境や臭気、排泄物の堆積を否定するものではない。

参考—3 ネグレクト／多頭飼育の評価方法（チェックリスト）

ID		
品種		
性別		
年齢		
BCS (9段階)		

目	眼瞼	
	閉眼	
	角膜潰瘍・炎症・混濁	
	結膜炎	
	眼瞼炎	
	瞬膜の突出、炎症	
	眼球突出	
	白内障	
	失明	
	耳	耳ダニ
耳垢		
耳介欠損		
耳孔閉塞		
掻痒		
炎症（皮膚炎）		
鼻	分泌物（透明）	
	分泌物（化膿性）	
	鼻出血	
	くしゃみ	
口腔内	歯石	
	歯肉の化膿	
	歯肉の腫脹	
	歯の動揺	
	歯の欠損	
	歯の形成不全	
	顎の形成不全	
	出血	
	流涎	
	舌・歯肉の蒼白	
四肢	伸展異常	
	行動に支障のない形態異常	
	挙上	
	跛行	
	歩行困難	
	欠損	
	趾間炎	
	外傷・出血	

爪	伸長	
	過伸長により運動に制限	
	剥離	
	破損	
	母指球に食い込む	
	母指球を貫通、出血	
	母指球	異常な乾燥
潰瘍		
出血		
蒼白 血色異常		
被毛	フケ	
	汚れ	
	脱毛	
	軽度の毛玉	
	毛玉	
肛門	排泄物付着	
	排泄困難	
	腫痛	
	下痢	
	下血	
	陰囊炎	
	肛門周囲の炎症 肛門腺炎、破裂、炎症	
全身	皮膚病変	
	脱水	
	脱色	
	掻痒感	
	外傷	
	腫痛	
行動	威嚇攻撃行動	
	常同行動	
	沈鬱	
	自傷行動	
備考		

参考－４ 最低評価頭数の参考頭数

全収容頭数	評価頭数
59 頭まで	20-30
60-89	30-40
90-139	40-50
140 以上	50-60

(出所 SHELTER QUALITY. Welfare Assessment Protocol for Shelter Dogs S. Barnard, C. Pedernera, A. Velarde, P. Dalla Villa © Istituto Zooprofilattico Sperimentale dell’ Abruzzo e del Molise “G. Caporale”, 2014 ISBN 9788890869167)

(6) 動物虐待が疑われる動物を収容した場合の管理

①収容時点からの記録が証拠になる (収容時の写真、動画、カルテ等)。

収容時の動物の所見は全て記録し、時系列で治療過程や、改善経過を詳細に記録する。治療や改善に要した期間により、苦痛の重篤度を評価することが可能である。

(例) 飢餓動物であれば、給餌給水時の様子を記録 (写真、動画) する。

②収容中の経過が証拠になる (治癒過程、症状の経過等) ため、必要に応じて定期的に検査等を実施し、動物の状態や治癒過程、行動変化等を記録する。

(例) 飢餓動物であれば、体重の増加を記録 (写真を含む)

(例) 外傷を伴う動物であれば、治癒過程を記録 (写真を含む)

*飼い主/所有者から引き離れた時の動物の行動 (飼い主から離れて安心した様子、嬉しそうな様子等) を記録 (動画等)

(7) 動物虐待の獣医学的評価のまとめ

動物虐待が疑われた場合、明らかに「虐待」と「不適切飼養」の判断が困難な状況もある。その場合には、まず、動物の状態を観察した際に、「痛み/苦痛」があるかどうかを判断する。

動物に「痛み/苦痛」が認められた場合、

- ① その痛み/苦痛は不必要
- ② 痛みや苦痛の兆候が明らか
(瀕死、重症、凶器が側にある、排泄物の堆積等)
- ③ 長期/反復性/単発
- ④ 改善の余地なし
- ⑤ 1次スクリーニング➡専門機関

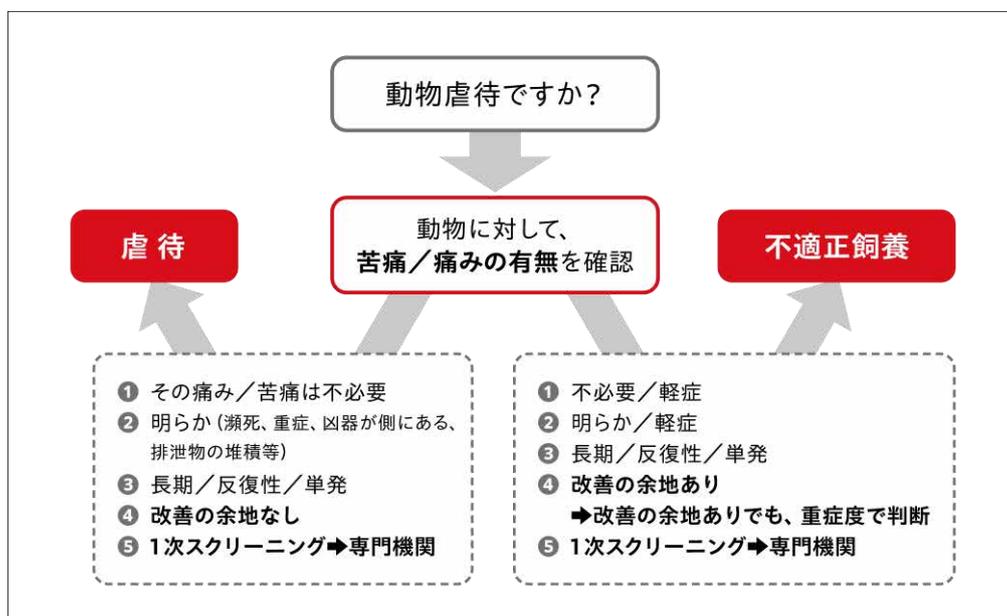
虐待の疑いあり

動物に「痛み/苦痛」が認められた場合、

- ① 不必要/軽症
- ② 痛みや苦痛は明らか/軽症
- ③ 長期/反復性/単発
- ④ 改善の余地あり
➡改善の余地ありでも、重症度で判断
- ⑤ 1次スクリーニング➡専門機関

不適正飼養の可能性あり

虐待評価のまとめ



(8) 動物虐待等事案1次スクリーニング対応のポイント (動画教材)

動物が虐待を受けるおそれがある事態や動物虐待に関する動画教材を作成した。動画教材のテーマは①「動物の状態確認に関する動画」、②「飼養状況の確認に関する動画」の2種類とし、それぞれについて「犬編」と「猫編」の計4本の動画構成とした。動物虐待等事案における現場での対応の参考とされたい。

01_動物の状態の評価_犬編

<https://youtu.be/cbIxrClqTxk>



02_動物の状態の評価_猫編

<https://youtu.be/tA3E4GIZSqM>



03_飼養環境の評価_犬編

https://youtu.be/_uQKzEJKWnc



04_飼養環境の評価_猫編

<https://youtu.be/cxr5FtXlflc>



2. 不審死体の場合

(1) 動物虐待を疑う兆候

死体の外表検査及び触診により、骨折、外傷、打撲、出血、嘔吐、下痢等の異常所見を検証する。動物が死んだ状態で発見されることは、現場において妥当な理由が明確でない限り、動物虐待の可能性はいかなる場合でも否定できない。よって、些細な「疑い」であっても、解剖検査等のさらなる調査を実施/依頼することが推奨される。触診、視診、死体発見現場の状況の情報収集を一次スクリーニングとして実施し、動物虐待を検知することが重要である。

[不審死体の確認に当たっての留意事項]

- 粗雑な検査では不十分である。
- 外表検査は、慎重に実施し、どのような所見も記録する（切開創や切断面など創傷などの外傷、打撲、骨折や脱臼、出血痕、体表に付着する異物、異臭など）。
 - * 蛆や甲虫は、死後推定時間に重要な証拠となることもあるため、採取あるいは記録する。
 - * 腐敗等の死体の状態、埋葬や浸漬の痕跡等を記録する（死体の発見時の状態を詳細に記録する）。
 - * 外表検査で得られた特徴的な色、痕、大きさ、形状、損傷部位を記録する（切開創、切断面などは特に詳細に記録する）。
 - * 所有者不明の猫の場合、サクラ耳（避妊・去勢処置済）か否かを確認する。
 - * 皮膚疾患や被毛の状態を記録する。
 - * 動物の場合は外表から損傷が確認できないことが多いため、外表所見に異常が確認できない場合でも、虐待は否定できない（専門機関において、解剖検査を実施する）。
 - * 骨折、脱臼、表皮剥脱、異常可動性を触診により確認する
 - * 開口部からの出血を確認する
 - * 水中で発見された死体の場合は、現場水も死体と共に専門機関に送ることが望ましい

(2) 不審死体に虐待が疑われた場合の検査

不審死体の解剖検査やその他の検査については、専門性が要求されるため、専門機関への問い合わせを推奨する。死後検査により、事故死、非偶発的外傷、中毒、内因死を検証する。毒性検査において、毒物が検出されなくても、中毒は否定できない。解剖検査結果等からの総合的な判断が必要である。不審死体の検査には以下が含まれる。

- ① 解剖検査
- ② 画像検査（X線、CT、MRI等）
- ③ 毒性検査（胃内容物、血液、尿、便等）
- ④ DNA検査（野生動物の食害等の判定、個体識別、種同定等）
- ⑤ 溺死の場合は藻類検査（溺死あるいは窒息死等）

(3) 死体の保管及び輸送

死体の保管及び輸送に当たっては、下記の項目について記録、保存すること。

- ① 死後硬直を記録
- ② 直腸温を記録
- ③ 中毒が疑われる場合は、怪しいフード等
- ④ 証拠を記録後に輸送まで冷蔵/冷凍保存
- ⑤ 1週間以内に輸送する場合は、冷蔵保存、輸送が1週間以上経過する場合は、冷凍保存する。輸送する際は、白い布等にくるみ（可能ならば）、ビニール袋を最低でも3重に包み、段ボールや発泡スチロールの箱等に梱包する。血液や体液が漏れ出ないように注意する。輸送/保管方法の詳細については、専門機関に問い合わせをすることが望ましい。

犬-タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)

*パトロネック, GJ: A manual to aid veterinarians in preventing, recognizing and verifying abuse. AHA, 1997 参照。

①身体的状態の尺度 ②気候における安全性の尺度 ③環境状態の尺度 ④身体的なケアの尺度
これら4つの得点(スコア)をベースにネグレクトのリスクを評価する。

①身体的状態の尺度

(長毛種においては、要触診。状態は、各犬種の通常の身体的状態と照らし合わせた上で解釈すべきである。)

●やせ衰え、やつれている状態

- ・一見ただけで、骨が突出した状態がわかる。
- ・身体に脂肪がついていることが認められない。
- ・筋肉の質量が激減していることが明らかに認められる。
- ・著しい腹部のくびれと砂時計型の身体。

5



●著しく標準体重を下回っている状態

- ・肋骨、腰椎、骨盤が見ただけで容易に確認できる。
- ・触って確認できる脂肪がない。
- ・多少の筋肉の質量の減少。
- ・目立った腹部のくびれと胴まで続いている砂時計型の身体。

4



●やせている状態

- ・腰椎の表面が目で確認でき、骨盤が目立ち始めている。
- ・肋骨は、容易に触って確認できる、もしくは触れずに見ただけで確認できる。触っただけでは脂肪がついていることは確認できない。
- ・胴と腹部がくびれているのが明らかである。
- ・筋肉の質量のわずかな減少。

3



●標準以下の体重でやや、やせている状態

- ・最小限の皮下脂肪。肋骨には容易に触れることができる。
- ・腹部のくびれが確認できる。
- ・ウエストが上から見たときに、しっかりと確認できる。
- ・筋肉の減少はない。
- ・猟犬のような身体が細い犬種においては標準的な体形。

2



●理想的な状態

- ・余分な皮下脂肪はついていなく、肋骨に触れられる。
- ・側面から見た時に、腹部が少しくびれている。
- ・上からみると、肋骨の後部にウエストが確認できる。

1



②気候における安全性の尺度（犬のサイズにあわせ、斜めの線からのスコアを当てはめる）

● 暖かい、もしくは暑い時

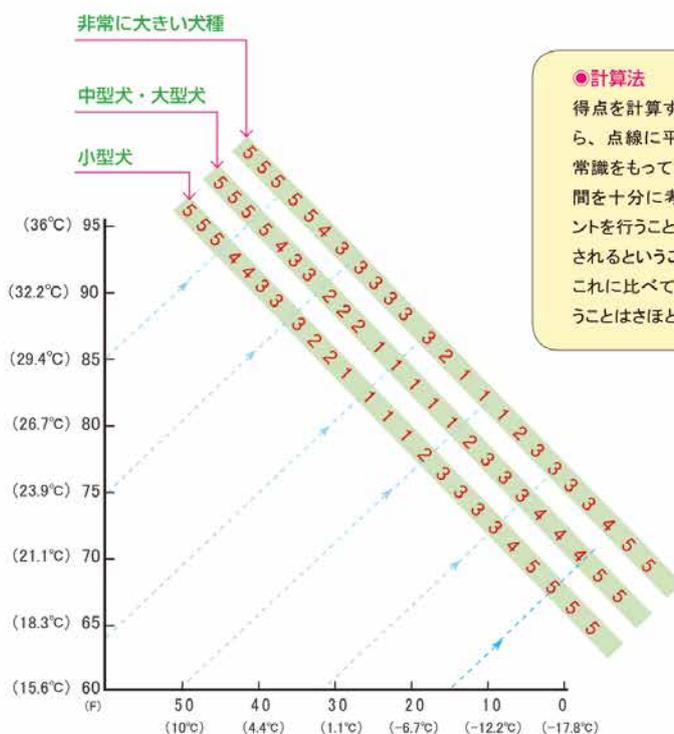
- ・水が飲める状態であれば、1点引く
- ・犬が日陰にいて、直射日光から守られている状態であれば、1点引く
- ・犬が短頭症であれば、1点足す
- ・犬が肥満状態であれば、1点足す

● 涼しい、もしくは寒い場合

- ・小型犬であれば、1点足す
- ・雨・みぞれに犬がさらされている状態であれば、2点足す
- ・北国の犬種、もしくは毛深い犬種であれば、1点引く
- ・適切な犬小屋と寝床があれば、1点引く
- ・寒い気候に順応した犬である場合、1点引く

● 全ての気候において

- ・犬が月齢六ヶ月以下の場合、もしくは高齢犬の場合、1点足す



● 計算法

得点を計算するには、現在の気温の位置から、点線に平行した線を引き点数を定める。常識をもって、犬がその気温にさらされた時間を十分に考慮した上で、リスク・アセスメントを行うこと。例えば、短時間で高温にさらされるということは、命に関わりかねないが、これに比べて、同じ時間寒さにさらされるということはさほど危険ではない。

軸に記してある数値は、華氏 (F°) で、犬がさらされている温度をあらわしている。

③環境状態の尺度

5

劣悪な状態

糞尿が何日間・何週間分もたまっている。呼吸が困難になるような悪臭。大量のごみがある状態。リラックスした姿勢で休むことや、通常の姿勢を保つことを妨げている、もしくは動物の身に危険が及ぶような状態、あるいは、これら全ての状態を満たしている。動物が糞尿、泥、よどんだ水との接触を回避することが困難、もしくは不可能な状態。餌と飲み水は汚染されている。

4

非常に不衛生な状態

糞尿が何日間分もたまっている。動物が、糞尿との接触を回避するのは困難な状態。リラックスした姿勢で休める状態、もしくは動物の動きを妨げるくらいのごみの量がある。とがったものやガラスにより、動物が傷つく可能性がある。呼吸することが不愉快であるくらい悪臭。水溜りや泥を回避することが困難な状態。

3

不衛生な状態

何日間分かの糞尿がたまっている状態。動物が糞尿との接触を回避できる状態。においは多少気になる状態。ごみはあるが、それが、動物がリラックスした状態で休んだり、動物の通常の姿勢を妨げることはない。

2

最低基準ぎりぎりの状態

①の許容できる衛生状態より多少不衛生であるかもしれないが、ほぼ同じ状態。1～2日分以下の糞尿がたまっている状態。多少散らかっている。

1

許容できる衛生状態

乾燥していて、糞尿の無い環境。餌と飲み水は汚染されていない。リラックスした姿勢で休むこと、通常の姿勢を保つこと、動物の動きを妨げない環境であり、犬に害を及ぼすようなものが環境に存在しない状態。

「環境」とは、犬舎、サークル、庭、ケージ、納屋、部屋、縛り付けられている場所など、動物が大半の時間を過ごす場所のことである。犬を特定のカテゴリーに分類するには、上記の全ての状態を確認できなくてもよい。

④身体的ケアの尺度

5

劣悪な状態

毛玉と汚れで著しく不衛生で、それにより、通常の動作や視界が妨げられている状態。会陰部に糞尿がたまり、それによりただれている状態。毛が一枚のマットのようにつながっている。毛を完全に切ってしまう限り、グルーミングのできない状態で、毛玉の中にごみが引っかかっている状態。爪は伸びすぎにより曲がっており、肉球を傷つけている可能性もある。こうなった場合、足が正常な位置におさまらず、歩行が困難、もしくは苦痛を伴うことになる。首輪やチェーンをつけている場合、首に食い込んでいる可能性もある。

4

不健康な状態

毛玉がたくさんあり、くしやブラシでからみ合った毛を元に戻すことは不可能な状態。毛玉の中にごみが引っかかっている場合もある。毛をかなり切らないと、毛玉を排除できない状態。長く伸びた爪により、足が正常な位置におさまらず、通常の歩行の妨げになる可能性もある。糞尿により、会陰部がただれている可能性もある。首輪やチェーンをつけている場合、それはきつく、皮膚がすれている可能性がある。

3

ボーダーラインの状態

毛玉はたくさんあるが、毛を完全に切らなくてもグルーミング可能な状態。会陰部に糞尿がたまることはなく、それによるただれもない。爪はしばらく切られていない状態にあり、それにより犬の歩行に影響される場合がある。首輪やチェーンをつけている場合、少しきつめで、首の毛をすり減らしている可能性がある。

2

世話を多少怠った状態

毛は多少汚く、少し毛玉もあるが、すぐにもとに戻せる状態。ブラシやくしによりグルーミングができる状態。爪も切る必要がある。首輪やチェーンをつけている場合、その長さはちょうど良い状態。

1

適切な状態

清潔で、毛もその犬種に適した長さであり、ブラシやくしがすっと通る状態。爪は、床に触れない、もしくは床すれすれの長さ。首輪やチェーンをつけている場合、その長さはちょうど良い状態。



犬を特定のカテゴリに分類するに当たって、上記のリストに記載されている全ての状態に当てはまらなくてもよい。尺度の使用者がどのカテゴリに犬が最も当てはまるかを考慮するべきである。この尺度は、獣医療の必要な状態（骨折など）におけるアセスメントを行うためのものではなく、こういった場合、TACCの結果が必要なアセスメントの助けにはならない。

各尺度からの、TACCの得点の解釈

TACCの得点のアセスメントは、①身体的状態②気候における安全性③環境状態④身体的なケアのいずれかにおける得点（スコア）をベースにして行われる。多数

の尺度を用いた場合、最も高得点を記録した尺度の点数を用いてネグレクトのリスクを評価すべきである。多数の尺度における高得点は、一つの尺度でのみ高得点を記録した場合と比較して、より深刻なネグレクトのリスク、非人道的な扱いが存在する可能性を示している。

スコア	身体的状態、身体的ケア、及び環境状態の尺度	気候の状態の尺度
5 以上	著しいネグレクトと非人道的な扱い。動物を保護するべく積極的に動かねばならない、危機的状況。	生命にかかわるリスクが存在する。リスクを軽減するために、すぐさま介入が必要な状態（飲み水や寝床の確保）。
4	重度のネグレクトか非人道的な扱い（もしくは両方）の痕跡が明らかにある。（ただし、動物の状況に関しては、獣医学的な理由がある場合を除く。）早急な改善が必要な状況。	危険な状態になりつつある。リスクを軽減するため、早急な介入が必要（飲み水、日陰、寝床の確保、もしくは室内飼いにする）。飼い主に対して、リスクの警告を行い、必要な環境について説明する。
3	ネグレクトの指標が存在する。時宜にかなったアセスメント、改善か、状況のモニタリング（もしくはこの全て）が必要な状況。	犬種、時間帯、外飼いであるか否かにより、危険につながる可能性がある状況。飼い主に対して、リスクと必要な環境について啓発する。
2	世話を多少怠っているか、何らかの理由で動物にとって居心地の悪い状況。適切に評価し、飼い主と注意点について話し合う。必要であれば、飼育方法の改善について助言を行う。	リスクは低いだが、状況进行评估し、必要であれば、注意点や適切な環境に必要な点について、飼い主と話し合う。
1 以下	尺度をベースとした結果においては、ネグレクトが行われている痕跡はない。	リスク要因はない。

注意

TACCの得点は、ネグレクトの存在する可能性を評価するため、通報された動物虐待のケースに関する調査の優先順位を定めるため、そして調査機関がケースの内容をまとめるために用いるべき単純なスクリーニングツールである。TACCの得点は、獣医師や法的機関によるアセスメントの代用として用いられるべきではない。TACCの得点が低くても、虐待やネグレクトと判断される可能性があり、動物や環境の詳細な観察により獣医療が必要であると判断されることもあることを、常に念頭においておくこと。

(3)ボディコンディションスコア

馬—ボディコンディションスコアによる栄養状態の評価

提供：馬の保護管理研究会

●はじめに 栄養状態を馬体から評価する尺度にボディコンディションスコアがあります。馬、牛、羊等の家畜等に使われ、飼養管理が適切かどうかの参考にします。

これは体の特定部分の皮下脂肪量を、外観と触った感じで評価するもので、二つの方式があります。一つは Hennekeetal の9点式、もう一つは Carolland Huntington の5点式です。国際的には前者が多く用いられ、国内で出版されている『軽種馬飼養標準』にもサラブレッドをモデルにした評価法が載っています。

一方、たとえば英国の団体は多くが5点式を用い、必要に応じ0.5点単位で点数をつけます。本頁は、専門家以外の方々に役立てていただくことが狙いなので、より簡便な後者を紹介します。

以下の図は、英国馬協会の資料を参考にポイントを強調して描き起こしたものです。まず骨盤(お尻)の状態からスコアを出し、他の部位でのスコアがこれと1点以上違っていたら、±0.5を補正します。

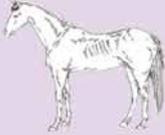
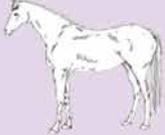
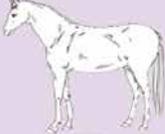
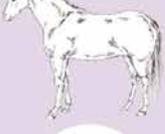


理想はスコア2.5〜3.5です。これは、軽くさわると肋骨にふれるが、肋骨は見えるか見えないかで、くっきり浮き上がってはいない状態で、尻は滑らかな丸みを帯びます。

2より低い馬、4より高い馬は働くのに適しません。

<p>《骨盤》 角張り、皮膚はかたく張る。尻の肉は大きくへこむ。 尾の下は深くぼむ。</p>	<p>《背とおばら》 皮膚の下にあばらが浮く。背骨はくっきり突出。</p>	<p>《頭》 顕著な鹿頭。つけ根は細くたるむ。</p>	<p>スコア 0</p>	<p>非常に痩せている</p>	
--	---	---------------------------------	------------------	-----------------	--

<p>《骨盤》 骨盤と尻の頂点は突出。 尻の肉はへこむが皮膚はしなやか。 尾の下は深くぼむ。</p>	<p>《背とおばら》 あばらがはっきりみえる。 背骨が突出し両側の皮膚はたるむ。</p>	<p>《頭》 鹿頭で、つけ根は細くたるむ。</p>	<p>スコア 1</p>	<p>痩せている</p>	
--	--	-------------------------------	------------------	--------------	--

<p>《骨盤》 尻は背骨の両側とも平ら。尻の頂点は明瞭で、やや脂肪がつく。尾の下は軽くぼむ。</p> <p>《背とあばら》 あばらがかろうじて見える。背骨はおおわれているが、ふれると脊椎の突起がわかる。</p> <p>《頭》 細いがしまっている。</p>	<p>スコア 2 やや細め</p>	 
<p>《骨盤》 脂肪におおわれ丸みがある。溝はない。ふれると骨盤が容易にわかる。</p> <p>《背とあばら》 あばらは薄くおおわれるが、ふれると容易にわかる。背の中央に溝はない。背骨はよくおおわれるが、ふれるとわかる。</p> <p>《頭》 もりあがりのない（種雄馬ではもりあがる）、しまった頭。</p>	<p>理想のスコア 2・5・3・5</p> <p>スコア 3 良好</p>	 
<p>《骨盤》 尾根にかけて溝がある。骨盤はやわらかい脂肪におおわれ、強く押さないとふれられない。</p> <p>《背とあばら》 あばらはよくおおわれ、強く押さないとふれられない。背骨にそって溝がある。</p> <p>《頭》 軽もりあがる。</p>	<p>スコア 4 太っている</p>	 
<p>《骨盤》 尾根にかけて深い溝がある。皮膚はふくらんで広がる。骨盤はうまり、ふれられない。</p> <p>《背とあばら》 あばらはうまり、ふれられない。背にそって深い溝がある。背は広く平ら。</p> <p>《頭》 顕著にもりあがる。非常に太くしまる。脂肪でしわができる。</p>	<p>スコア 5 非常に太っている</p>	 

《補足》

馬の体型は品種、年齢によっても違いがあります。評価のポイントに注目するようにして下さい。

専門的な診断や判定には9点式をおすすめします。『軽種馬飼養標準』に詳細があるほか、インターネットで“body condition score horse”等で検索すれば海外の頁が多数みつかります。

蹄の病気である蹄葉炎は、様々な原因があげられていますが、カロリー過多の濃厚飼料やヘイキューブ、糖分の多い青草の食べ過ぎもその一つで、ポニーや肥満した馬に発症しやすいといわれます。発症すると激痛と跛行が起り、薬物以外にも特殊な削蹄や蹄鉄が必要になることもあります。軽いうちに対処すれば予後もよいですが、中には劇症であったり、慢性化して徐々に進行し、最悪の場合は安楽死させなければならなくなることもあります。

夏毛の時期はスコアの判定は容易ですが、冬毛の時期、とくに毛の長い馬では骨が浮いても見た目では気づかず、飼主は太っていると信じているのに実はやせ細っている、ということもよくあります。気温が下がれば、馬は体温維持のため余分にエネルギーを必要とし、同量の飼料、運動量であっても痩せてくることがあります。冬毛の長い馬ほどいいねいに触わり、状態を確認する習慣をつけましょう。

雌馬に子供を生ませる場合はとくに妊娠と授乳のために必要な栄養分の増加に注意します。子供が生まれておなかが小さくなったからと、飼料を減らして痩せさせてしまう例がたまにあります。授乳中は逆に飼料を増やさなければなりません。栄養管理の方法は必ず獣医師と相談して下さい。

飼料を計量していても、その時々が出来不出来で栄養価が変動します。寄生虫や菌の不整、その他健康問題から痩せることもあるので、飼料の計量と同時にボディコンディションにも注意し、不安や疑問があれば早めに獣医師に相談するようにしましょう。